

平成21年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成21年6月定例会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	8
	3 補正予算説明資料	(総括表)	9
		総務課	10
		人権局 人権推進課	12
	4 歳入歳出事項別明細書		13
5 節の明細		16	
	6 債務負担行為に関する調書	総務課	17
第9号	鳥取県基金条例の一部改正について	財政課	18
第10号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	行財政改革局 給与室	25

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成20年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務課ほか	50
第9号	議会の委任による専決処分の報告について	税務課	52
	(1) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について (平成21年3月29日専決)		
第13号	長期継続契約の締結状況について	関西本部ほか	54

平成21年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	1,131,109	38,100	1,169,209
9 国庫支出金	49,227,893	23,423,455	72,651,348
10 財産収入	1,352,032	66	1,352,098
12 繰入金	14,540,457	3,962,276	18,502,733
13 繰越金	100,000	164,527	264,527
14 諸収入	18,896,997	71,255	18,968,252
15 県債	71,723,000	3,197,000	74,920,000
歳入合計	338,757,600	30,856,679	369,614,279

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	886,580	80	886,660				80
2 総務費	23,475,886	1,093,414	24,569,300	752,938	84,000	156,815	99,661
3 民生費	37,812,666	6,024,891	43,837,557	4,889,762		890,922	244,207
4 衛生費	9,440,301	3,086,186	12,526,487	2,090,525		904,659	91,002
5 労働費	3,788,083	4,229,748	8,017,831	3,700,250		529,498	
6 農林水産業費	25,653,528	4,968,013	30,621,541	3,898,738	△ 31,000	1,177,670	△ 77,395
7 商工費	18,552,531	100,327	18,652,858	39,044		37,524	23,759
8 土木費	58,523,883	9,186,148	67,710,031	5,703,715	3,413,000	254,477	△ 185,044
9 警察費	16,744,405	104,503	16,848,908	33,547		70,956	
10 教育費	68,390,229	2,063,369	70,453,598	2,314,936	△ 269,000	49,176	△ 31,743
歳出合計	338,757,600	30,856,679	369,614,279	23,423,455	3,197,000	4,071,697	164,527

歳入

7款 分担金及び負担金

2項 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産業費負担金	千円 496,695	千円 24,850	千円 521,545	1 農地費負担金	千円 24,850	千円 19,400 5,450
4 土木費負担金	418,135	13,250	431,385	2 道路橋りょう費負担金	8,700	5,700 3,000
				3 河川海岸費負担金	1,200	砂防費負担金
				5 都市計画費負担金	3,350	街路事業費負担金
計	933,624	38,100	971,724			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	千円 2,947,502	千円 3,849	千円 2,951,351	2 児童福祉費負担金	千円 3,849	児童措置費負担金
計	15,536,941	3,849	15,540,790			

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	千円 666,736	千円 752,938	千円 1,419,674	1 総務管理費補助金	千円 103,898	千円 166,767
				2 企画費補助金	450,446	17,400
				3 防災費補助金	198,594	14,500
2 民生費国庫補助金	1,111,976	4,885,913	5,997,889	1 社会福祉費補助金	4,385,500	910,500 2,275,000 1,100,000 100,000
				2 児童福祉費補助金	500,413	500,000 413
3 衛生費国庫補助金	720,965	2,090,525	2,811,490	1 公衆衛生費補助金	311,880	17,400 14,500 110,000 3,213
				2 環境衛生費補助金	1,046,803	1,046,803
				3 医薬費補助金	731,842	731,842

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		千円
4 労働費国庫補助金	107,124	3,620,000	3,727,124	2 労 政 費 補 助 金	3,620,000	労政総務費補助金	
5 農 林 水 産 業 費 国 庫 補 助 金	7,297,114	3,897,938	11,195,052	1 農 業 費 補 助 金	133,440	農業総務費補助金	11,035
						農作物対策費補助金	122,405
				3 農 地 費 補 助 金	210,450	農地総務費補助金	1,000
						土地改良費補助金	209,450
				4 林 業 費 補 助 金	2,505,512	林業振興費補助金	2,020,000
						森林病虫害防除費補助金	750
						造林費補助金	117,545
						林道費補助金	288,488
						治山費補助金	78,729
				5 水 産 業 費 補 助 金	1,048,536	水産試験場費補助金	31,246
						漁港建設費補助金	981,500
						水産基盤整備事業費補助金	15,000
						漁港管理費補助金	20,790
6 土木費国庫補助金	17,141,465	5,703,715	22,845,180	1 土 木 管 理 費 補 助 金	4,500	建築指導費補助金	
				2 道 路 橋 り ょ う 費 補 助 金	4,424,507	道路橋りょう総務費補助金	125,550
						道路橋りょう維持費補助金	1,191,006
						道路橋りょう新設改良費補助金	3,107,951
				3 河 川 海 岸 費 補 助 金	897,989	河川総務費補助金	153,669
						河川改良費補助金	351,000
						砂防費補助金	380,320
						海岸保全費補助金	13,000
				4 港 湾 費 補 助 金	64,000	港湾建設費補助金	21,400
						港湾管理費補助金	9,000
						空港費補助金	33,600
				5 都 市 計 画 費 補 助 金	208,817	街路事業費補助金	57,600
						公園費補助金	151,217
				6 住 宅 費 補 助 金	103,902	住宅建設費補助金	
7 警察費国庫補助金	420,094	33,547	453,641	2 警 察 活 動 費 補 助 金	33,547	交通指導取締費補助金	

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費国庫補助金	千円 943,116	千円 2,312,445	千円 3,255,561	1 教育総務費補助金	千円 2,191,893	事務局費補助金 27,114 教育連絡調整費補助金 45,903 教育振興費補助金 720 教育財産管理費補助金 1,882,156 育英奨学事業費補助金 236,000
				4 高等学校費補助金	22,828	施設設備整備費補助金
				5 特殊学校費補助金	24,007	特別支援学校管理費補助金 2,300 特別支援学校費補助金 21,707
				6 社会教育費補助金	62,989	社会教育総務費補助金 △ 2,838 図書館費補助金 1,526 博物館費補助金 64,301
				7 保健体育費補助金	10,728	保健体育総務費補助金 △ 2,343 スポーツ振興費補助金 13,071
11 商工費国庫補助金	0	39,044	39,044	1 商業振興費補助金	10,378	商業振興費補助金
				2 観光費補助金	28,666	観光費補助金
計	32,276,083	23,336,065	55,612,148			

3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 労働費委託金	千円 165,744	千円 80,250	千円 245,994	2 職業訓練費委託金	千円 80,250	職業訓練校費委託金
5 農林水産業費委託金	7,300	800	8,100	2 農地費委託金	800	農地総務費委託金
7 教育費委託金	84,016	2,491	86,507	1 教育総務費委託金	2,491	教育振興費委託金
計	1,414,869	83,541	1,498,410			

10款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	千円 424,882	千円 66	千円 424,948	1 利子及び配当金	千円 66	
計	665,950	66	666,016			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 障害者自立支援対策臨時特例基金繰入金	千円 479,337	千円 180,495	千円 659,832	1 障害者自立支援対策臨時特例基金繰入金	千円 180,495	千円 20,000 154,300 4,696 599 900
11 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	886,000	480,000	1,366,000	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	480,000	労政総務費充当
13 地域活性化・生活対策臨時基金繰入金	1,057,600	942,400	2,000,000	1 地域活性化・生活対策臨時基金繰入金	942,400	24,930 60,000 90,500 40,000 12,000 479 18,472 6,151 49,498 312,716 12,576 8,022 1,203 1,029 50,000 28,250 27,502 3,369 16,408 20,883 2,250 63,987 11,000 10,219 70,956

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
14 安心こども基金繰入金	167,303	68,012	235,315	1 安心こども基金繰入金	68,012	児童福祉総務費充当
17 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	0	165,000	165,000	1 鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	165,000	障害者自立支援事業費充当 90,000 児童福祉総務費充当 75,000
18 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	0	380,000	380,000	1 鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	380,000	老人福祉費充当
19 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	0	92,850	92,850	1 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	92,850	老人福祉費充当
20 医療施設耐震化臨時特例基金繰入金	0	710,000	710,000	1 鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金繰入金	710,000	医務費充当
21 自殺対策緊急強化基金繰入金	0	30,000	30,000	1 鳥取県自殺対策緊急強化基金繰入金	30,000	健康県づくり推進費充当
22 とっとり発グリーンニューディール基金繰入金	0	233,805	233,805	1 とっとり発グリーンニューディール基金繰入金	233,805	財産管理費充当 62,463 衛生環境研究所費充当 20,162 環境保全費充当 138,346 農地総務費充当 1,280 鉱工業費充当 2,254 建築指導費充当 4,800 住宅建設費充当 4,500
23 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	0	600,000	600,000	1 鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	600,000	林業費充当
24 授業料減免・奨学金基金繰入金	0	79,714	79,714	1 鳥取県授業料減免・奨学金基金繰入金	79,714	私立学校振興費充当 36,094 育英奨学事業費充当 43,620
計	14,141,555	3,962,276	18,103,831			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
1 繰越金	100,000	164,527	264,527	1 前年度繰越金	164,527	
計	100,000	164,527	264,527			

14款 諸収入

4項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
32 発掘調査受託事業収入	1,140,564	2,643	1,143,207	1 発掘調査受託事業収入	2,643	
35 森林総合研究所受託事業収入	0	1,500	1,500	1 森林総合研究所受託事業収入	1,500	
計	1,747,205	4,143	1,751,348			

7項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	千円 1,495,423	千円 67,112	千円 1,562,535	1 雑入	千円 67,112	
計	1,752,757	67,112	1,819,869			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	千円 106,000	千円 84,000	千円 190,000	1 総務管理債	千円 90,000	財産管理費充当
				2 防災債	△ 6,000	防災総務費充当
4 農林水産業債	2,924,000	△ 31,000	2,893,000	2 農地債	△ 108,000	土地改良費充当
				3 林業債	34,000	林道費充当 △ 26,000
						治山費充当 60,000
				4 水産業債	43,000	漁港建設費充当 27,000
						水産基盤整備事業費充当 16,000
5 普通土木債	11,706,000	1,793,000	13,499,000	1 道路橋りょう債	1,141,000	道路橋りょう総務費充当 △ 53,000
						道路橋りょう維持費充当 722,000
						道路橋りょう新設改良費充当 472,000
				2 河川海岸債	597,000	河川改良費充当 296,000
						砂防費充当 301,000
				3 港湾債	32,000	港湾建設費充当 20,000
						空港費充当 12,000
				4 都市計画債	23,000	街路事業費充当 △ 8,000
						公園費充当 31,000
7 教育債	2,852,000	△ 269,000	2,583,000	1 教育総務債	△ 269,000	教育財産管理費充当
9 直轄事業債	7,886,000	1,620,000	9,506,000	1 直轄道路事業債	1,156,000	直轄道路事業費充当
				2 直轄河川海岸事業債	390,000	直轄河川事業費充当 276,000
						直轄海岸保全事業費充当 92,000
						直轄ダム事業費充当 22,000
				4 直轄空港事業債	74,000	直轄空港事業費充当
計	71,723,000	3,197,000	74,920,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与		計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
				期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)				
補正後	長等	3	28,596	10,575 2.90		69,827	6,235	76,062	退職手当
	議員	38	330,200	115,708 3.10		445,908	29,067	474,975	
	その他の特別職	6,498	3,644,208	2,348 2.90		3,653,324	311,614	3,964,938	
	計	6,539	3,974,408	128,631		4,169,059	346,916	4,515,975	
補正前	長等	3	28,596	10,575 2.87		69,827	6,235	76,062	退職手当
	議員	38	330,200	115,708 2.90		445,908	29,067	474,975	
	その他の特別職	6,387	3,495,934	2,348 2.87		3,505,050	288,890	3,793,940	
	計	6,428	3,826,134	128,631		4,020,785	324,192	4,344,977	
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職	111	148,274			148,274	22,724	170,998	
	計	111	148,274			148,274	22,724	170,998	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	4,425,870	279,991	4,705,861	103,898	90,000	86,463	△ 370	
人権局 人権推進課	198,401	522	198,923			522		
合計	81,527,870	280,513	81,808,383	103,898	90,000	86,985	△ 370	
<p><説明> 総合事務所耐震補強整備事業の前倒し及び財源更正(193,528千円)、県庁舎太陽光発電システムの設置(86,463千円)及び県立人権ひろば21基金造成補助(522千円)の実施に伴う補正。</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課(内線:7015)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合事務所耐震補強整備事業	(債務負担行為) 2,599 26,955	(債務負担行為) 290,291 193,528	(債務負担行為) 292,890 220,483	(債務負担行為) 145,145 103,898	(債務負担行為) 101,000 90,000		(債務負担行為) 44,146 △370	
トータルコスト	32,755	193,528	226,283	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	設計及び契約事務等				

説明

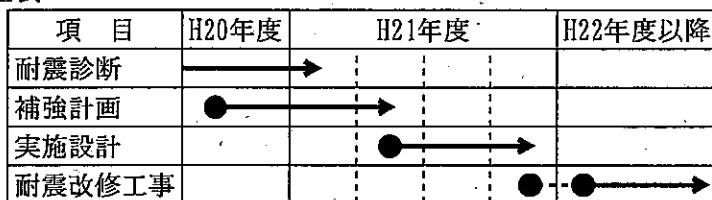
1 事業の目的

国の平成21年度1次補正を活用した緊急経済対策として、西部総合事務所耐震補強工事の前倒しを行い、耐震安全性の早期確保を図る。

2 事業の概要

平成22年度に着手予定としていた西部総合事務所の耐震補強工事の前倒し実施と、現計予算の財源更正を行う。

工程表



↑
前倒し

単位:千円

区分	箇所	補助等メニュー	事業	補正要求内容	H21年度事業費	左の財源内訳			H22債務負担行為
						国庫	起債	一般財源	
現計予算額	西部総合事務所	防災対策事業債	耐震補強		1,976				0
			実施設計		14,268				
	中部総合事務所		耐震診断		6,813				2,599
			耐震補強		3,898				
計(A)					26,955	0	24,000	2,955	2,599
事業追加+財源更正(国1次補正認証後)	西部総合事務所	H21国1次補正(耐震)	実施設計	財源更正	14,268				290,291
			補強工事	前倒し	190,032			補正債	
			監理委託	執行	3,496				
			(小計)		207,796	103,898	103,000	898	
	中部総合事務所	防災対策事業債	耐震補強		1,976				2,599
			耐震診断		6,813				
国1次補正認証後 計(B)					220,483	103,898	114,000	2,585	292,890
今回補正額 (B)-(A)					193,528	103,898	90,000	△370	290,291

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

総務課 (内線: 7773)

7 目 財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳			備 考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) [とっとり発グリーンニューデール] 県庁舎太陽光発電システム 設置事業	0	86,463	86,463			<繰入金> 62,463 <諸収入> 24,000	
トータルコスト	0	87,292	87,292	(補正にかかる主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	設計及び契約事務等			

説 明 【国1次補正「とっとり発グリーンニューデール基金」充当事業】

1 事業の目的

環境にやさしい自然エネルギーを利用した太陽光発電システム (太陽電池モジュール等) を県庁舎に設置することにより、以下の効果を図る。

- 環境先進県としての地球温暖化防止への積極的な取り組みを県民・企業に対してPRし、その普及に寄与する。
- 二酸化炭素排出量を削減し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定されている「環境にやさしい県庁率先行動計画」で設定された削減目標の達成に寄与する。
 (推計年間発電量60,000kWhを見込み、県庁第二庁舎2フロア分の照明電力をまかなう。これにより電力料金を年間約1,200千円削減するとともに、約33,300kgの二酸化炭素を削減する。)

2 事業の概要

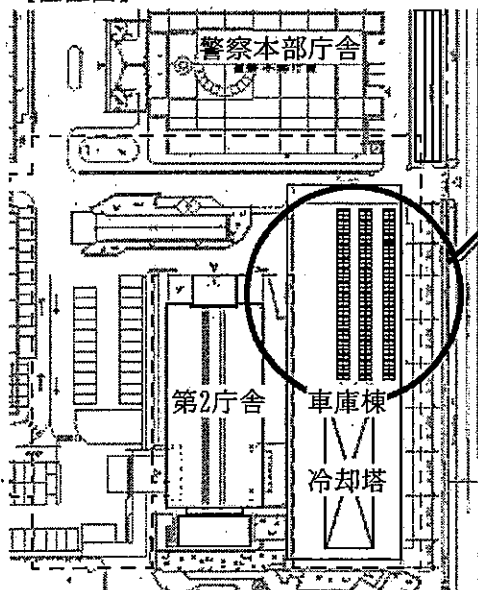
県庁舎車庫棟の屋上に、太陽光発電システム (60kW) を設置する。

○所要経費

工事請負費 86,463千円

※財源には「新エネルギー導入促進協議会」の「地域新エネルギー等導入促進事業」による補助金を充当 (60kW×400千円/kW=24,000千円)

【位置図】



太陽光発電システム
太陽電池モジュール枚数: 300枚
最大出力: 60kW

(設置イメージ)



平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
1項 社会福祉費
1目 社会福祉総務費

人権推進課 (内線: 7121)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立人権ひろば21 基金造成補助事業	0	522	522			<諸収入> 522		
トータルコスト	0	522	522	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金の支払い事務				

説明

1 目的・経緯

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納して頂き、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしているところである。

平成20年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額を、指定管理者に基金造成補助金として交付するものである。

2 事業内容

区分	金額	主な内容
平成20年度管理委託料余剰額 (A)	727千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	205千円	清掃委託契約
差引(基金造成補助事業) (C) = (A) - (B)	522千円	(参考) 平成20年度管理委託料契約額 11,015千円

交付先: 社団法人鳥取県人権文化センター (県立人権ひろば21の指名指定管理者)
基金を充当する事業:

- (1) 人権や啓発手法等についての研究や情報収集等を行う調査研究事業
- (2) 人権啓発推進講座、ワークショップ講座及び人権ひろば21において行う人権学習会等の研修事業
- (3) 啓発パネル、啓発冊子作成及び人権ひろば21人権ライブラリーの運営等の啓発・情報提供事業

平成21年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	うち総務部						
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	425,917		425,917	175,255		175,255	150,321		150,321	
2 給 料	3,115,209		3,115,209	1,948,564		1,948,564	1,564,064		1,564,064	
3 職員手当等	5,699,680		5,699,680	5,108,103		5,108,103	4,915,179		4,915,179	
4 共 済 費	1,090,924		1,090,924	674,866		674,866	542,689		542,689	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	45,802		45,802	45,802		45,802	45,802		45,802	
7 賃 金	30,705		30,705	23,939		23,939	23,797		23,797	
8 報 償 費	197,388	920	198,308	149,092		149,092	16,807		16,807	
9 旅 費	242,138	1,298	243,436	103,977		103,977	99,139		99,139	
費用弁償	28,827		28,827	3,561		3,561	3,368		3,368	
普通旅費	168,100	198	168,298	90,682		90,682	86,242		86,242	
特別旅費	45,211	1,100	46,311	9,734		9,734	9,529		9,529	
10 交 際 費	7,100		7,100	6,900		6,900	6,900		6,900	
11 需 用 費	557,297	582	557,879	293,508		293,508	283,204		283,204	
12 役 務 費	523,915	50	523,965	157,025		157,025	127,496		127,496	
13 委 託 料	2,424,788	17,658	2,442,446	647,915	3,496	651,411	538,728	3,496	542,224	
14 使用料及び賃借料	623,781	410	624,191	177,635		177,635	154,366		154,366	
15 工事請負費	121,115	460,344	581,459	98,465	276,495	374,960	98,465	276,495	374,960	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	97,640		97,640	97,640		97,640	97,640		97,640	
18 備品購入費	46,430	6,541	52,971	5,119		5,119	5,019		5,019	
19 負担金、補助及び交付金	7,673,558	605,611	8,279,169	1,416,368		1,416,368	109,038		109,038	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	6,000		6,000	6,000		6,000	6,000		6,000	
23 償還金、利子及び割引料	207,000		207,000	35,000		35,000	35,000		35,000	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	338,630		338,630	225,411		225,411	225,411		225,411	
26 寄 付 金	30		30							
27 公 課 費	339		339							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	23,475,886	1,093,414	24,569,300	11,397,084	279,991	11,677,075	9,045,565	279,991	9,325,556	
財 源	国庫支出金	1,497,150	752,938	2,250,088	23,625	103,898	127,523	23,625	103,898	127,523
	地方債	106,000	84,000	190,000	39,000	90,000	129,000	39,000	90,000	129,000
	その他	1,204,034	156,815	1,360,849	449,395	86,463	535,858	446,163	86,463	532,626
	一般財源	20,668,702	99,661	20,768,363	10,885,064	△ 370	10,884,694	8,536,777	△ 370	8,536,407

平成21年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			3款 民生費								
	うち総務部			補正前	補正額	補正後	うち総務部					
	1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	7目 財産管理費											
	補正前	補正額	補正後									
1 報 酬	8,533		8,533	356,471		356,471	7,161		7,161			
2 給 料				1,707,180		1,707,180	53,830		53,830			
3 職員手当等				918,731		918,731	26,628		26,628			
4 共 済 費	1,109		1,109	599,712		599,712	18,834		18,834			
5 災 害 補 償 費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃 金				592		592						
8 報 償 費	517		517	92,588	11,520	104,108	8,088		8,088			
9 旅 費	5,394		5,394	76,337	△ 25	76,312	6,151		6,151			
費用弁償	100		100	11,012		11,012	817		817			
普通旅費	4,476		4,476	39,919	150	40,069	2,830		2,830			
特別旅費	818		818	25,406	△ 175	25,231	2,504		2,504			
10 交 際 費												
11 需 用 費	99,060		99,060	219,881	1,350	221,231	6,489		6,489			
12 役 務 費	19,108		19,108	103,234	100	103,334	4,629		4,629			
13 委 託 料	211,920	3,496	215,416	2,288,452	27,646	2,316,098	40,903		40,903			
14 使用料及び賃借料	41,759		41,759	86,081	250	86,331	2,333		2,333			
15 工 事 請 負 費	98,465	276,495	374,960	129,568		129,568						
16 原 材 料 費												
17 公有財産購入費	69,743		69,743									
18 備 品 購 入 費	160		160	10,308	5,000	15,308	624		624			
19 負担金、補助及び交付金	53,062		53,062	27,126,476	1,168,242	28,294,718	396,257	522	396,779			
20 扶 助 費				3,755,864	8,897	3,764,761						
21 貸 付 金				117,914		117,914	1,224		1,224			
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料												
24 投資及び出資金												
25 積 立 金				218,128	4,801,911	5,020,039						
26 寄 付 金				2,160		2,160						
27 公 課 費				115		115						
28 繰 出 金				2,874		2,874						
予 備 費												
計	608,830	279,991	888,821	37,812,666	6,024,891	43,837,557	573,151	522	573,673			
財 国 庫 支 出 金	22,745	103,898	126,643	4,141,060	4,889,762	9,030,822	267,120		267,120			
源 地 方 債	39,000	90,000	129,000	139,000		139,000						
内 そ の 他	142,679	86,463	229,142	3,271,834	890,922	4,162,756	1,258	522	1,780			
訳 一 般 財 源	404,406	△ 370	404,036	30,260,772	244,207	30,504,979	304,773		304,773			

平成21年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費						総 務 部 合 計		
	うち総務部								
	1項 社会福祉費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費					
補正前				補正額	補正後				
1 報 酬	7,161		7,161	7,161		7,161	182,416		182,416
2 給 料	53,830		53,830	53,830		53,830	2,002,394		2,002,394
3 職員手当等	26,628		26,628	26,628		26,628	5,134,731		5,134,731
4 共 済 費	18,834		18,834	18,834		18,834	693,700		693,700
5 災 害 補 償 費							500		500
6 恩給及び退職年金							45,802		45,802
7 賃 金							23,939		23,939
8 報 償 費	8,088		8,088	8,088		8,088	157,180		157,180
9 旅 費	6,151		6,151	6,151		6,151	110,128		110,128
費用弁償	817		817	817		817	4,378		4,378
普通旅費	2,830		2,830	2,830		2,830	93,512		93,512
特別旅費	2,504		2,504	2,504		2,504	12,238		12,238
10 交 際 費							6,900		6,900
11 需 用 費	6,489		6,489	6,489		6,489	299,997		299,997
12 役 務 費	4,629		4,629	4,629		4,629	161,654		161,654
13 委 託 料	40,903		40,903	40,903		40,903	688,818	3,496	692,314
14 使用料及び賃借料	2,333		2,333	2,333		2,333	179,968		179,968
15 工 事 請 負 費							98,465	276,495	374,960
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費							97,640		97,640
18 備 品 購 入 費	624		624	624		624	5,743		5,743
19 負担金、補助及び交付金	396,257	522	396,779	396,257	522	396,779	8,813,347	522	8,813,869
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	1,224		1,224	1,224		1,224	1,224		1,224
22 補償、補填及び賠償金							6,000		6,000
23 償還金、利子及び割引料							6,151,784		6,151,784
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							225,411		225,411
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							56,290,129		56,290,129
予 備 費							150,000		150,000
計	573,151	522	573,673	573,151	522	573,673	81,527,870	280,513	81,808,383
財 国 庫 支 出 金	267,120		267,120	267,120		267,120	290,745	103,898	394,643
源 地 方 債							39,000	90,000	129,000
内 そ の 他	1,258	522	1,780	1,258	522	1,780	5,824,217	86,985	5,911,202
訳 一 般 財 源	304,773		304,773	304,773		304,773	75,373,908	△ 370	75,373,538

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等	
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	県立人権ひろば21基金造成事業補助金	522

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成21年度 総合事務所耐震改修 整備事業費	千円 2,599		千円 0	平成22年度	千円 2,599		千円 2,000		千円 599
	290,291		0		290,291	145,145	101,000		44,146
	補正後の額		0		292,890	145,145	103,000		44,745
	補正額								
	補正前の額								

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部改正について																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 国の経済危機対策に伴い、各分野における重点的課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現するため、新たに基金を設置する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</td> <td>火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金</td> <td>賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金</td> <td>介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金</td> <td>災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県自殺対策緊急強化基金</td> <td>自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実資すること。</td> </tr> <tr> <td>とっとり発グリーンニューディール基金</td> <td>地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金</td> <td>間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県授業料減免・奨学金基金</td> <td>経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、公布日とする。</p>	名 称	設 置 目 的	鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。	鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。	鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。	鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金	災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。	鳥取県自殺対策緊急強化基金	自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実資すること。	とっとり発グリーンニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。	鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。
名 称	設 置 目 的																		
鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。																		
鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。																		
鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。																		
鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金	災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。																		
鳥取県自殺対策緊急強化基金	自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実資すること。																		
とっとり発グリーンニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。																		
鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。																		
鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。																		

鳥取県基金条例の一部を改正する条例案

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前																																							
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>32の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>積立て</th> <th>運用益金の整理又は処理</th> <th>処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>24 鳥取県消費生活者行政活性化基金</td> <td>消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。</td> <td>一般会計歳入歳出予算に定める額</td> <td>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</td> <td>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</td> </tr> <tr> <td>25 鳥取県社会福祉施設等耐震化</td> <td>火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多</td> <td>一般会計歳入歳出予算に定める額</td> <td>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積</td> <td>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</td> </tr> </tbody> </table>					名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					24 鳥取県消費生活者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	25 鳥取県社会福祉施設等耐震化	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>24の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>積立て</th> <th>運用益金の整理又は処理</th> <th>処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>24 鳥取県消費生活者行政活性化基金</td> <td>消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。</td> <td>一般会計歳入歳出予算に定める額</td> <td>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</td> <td>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</td> </tr> </tbody> </table>					名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					24 鳥取県消費生活者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																																								
略																																												
24 鳥取県消費生活者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。																																								
25 鳥取県社会福祉施設等耐震化	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。																																								
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																																								
略																																												
24 鳥取県消費生活者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。																																								

	等臨時特例基金	く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援すること。		立て					
26	鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
27	鳥取県介護基盤緊急	介護が必要な高齢者のための施設の整備を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に定める額	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる

	整備 等臨 時特 例基 金	支援し、 県内にお ける介護 サービスの 充実を 図ること。 と。		該基金 に積立 て	とき。
28	鳥 取県 医療 施設 耐震 化臨 時特 例基 金	災害時 の医療を 確保する ため、災 害拠点病 院、救命 救急セン ター等の 耐震化の ための整 備を促進 すること。 と。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。
29	鳥 取県 自殺 対策 緊急 強化 基金	自殺を 防ぐため の相談体 制の整備、 人材の養成等 により、 県内の自 殺に対す る施策及 び体制の 強化を図 り、もっ て自殺の 防止及び 自殺者の 親族等に 対する支 援の充実 に資する こと。 と。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。
30	と つと り発 グ	地球温 暖化対策 及び環境 保全型の	一般会 計歳入 歳出予 算に定	一般会 計歳入 歳出予 算に計	(案1) 当該基金の 設置目的を達 成するために

<p>ン ニ ー イ ル 基 金</p>	<p>地域づく りを推進 し、その 取組によ り雇用創 出及び中 長期的に 持続可能 な地域経 済社会の 構築を図 ること。</p>	<p>める額</p>	<p>上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>必要な経費の 財源に充てる とき。 (案2) 当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な次の経 費の財源に充 てるとき。 (1) 地球温 暖化対策に 係る実行計 画に基づく 事業 (2) 不法投 棄及び散乱 ゴミ等の処 理推進に関 する事業の うち廃棄物 処理計画に 基づく事業 (3) 微量P CB混入廃 電気機器等 の把握の支 援及び微量 PCB廃棄 物の処理施 設の整備に 関する事業 のうち、P CB廃棄物 処理計画に 基づく事業 (4) 海岸漂 流及び漂着 ゴミの回収 または処理 に関する事 業</p>						
<p>31 鳥 取県</p>	<p>間伐等 の森林整</p>	<p>一般会計 歳入歳出</p>	<p>一般会 計歳入</p>	<p>当該基金の 設置目的を達</p>						

<p>緑の産業再生プロジェクト基金</p>	<p>備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。</p>	<p>予算に定める額</p>	<p>歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>					
<p>32 鳥取県授業料減免・奨学金基金</p>	<p>経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>					

的負担の 軽減を図 ること。							
----------------------	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の退職手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設ける。</p> <p>2 概要 (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正 ア 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。 イ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができることとする。 ウ 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。 エ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。 オ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、人事委員会に諮問することとする。</p> <p>(2) 関係条例の一部改正 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(遺族の範囲及び順位)</u></p> <p>第2条の2 <u>この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</u></p> <p><u>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</u></p> <p><u>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの</u></p> <p><u>2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</u></p> <p><u>3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。</u></p> <p><u>4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p>

の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 略

(一般の退職手当)

第2条の4 略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	略	
略		

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特

(退職手当の支払)

第2条の2 略

(一般の退職手当)

第2条の3 略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下この表において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	略	
略		

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特

例)

第5条の2 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する他の公務員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第7項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第14条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する他の公務員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 略

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの

例)

第5条の2 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第12条第4項、第13条第3項、第18条又は附則第24項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する他の公務員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第13条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する他の公務員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 略

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの
でその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合(第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は教育長が、引き続き職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続きいた在職期間を含むもの

5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は教育長が、引き続き職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続きいた在職期間を含むもの

とする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第4項並びに第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第24条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

6～9 略

(勤続期間の計算の特例)

とする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第4項並びに第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

6～9 略

(勤続期間の計算の特例)

第10条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第12条 略

2及び3 略

4 略

5 略

(病院事業の管理者又は教育長から職員となった場合における退職手当に係る特例)

第13条 略

第10条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日~~が~~引き続いて12月をこえるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日~~が~~引き続いて12月をこえるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月をこえる期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第12条 略

2及び3 略

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 略

7 略

(病院事業の管理者又は教育長から職員となった場合における退職手当に係る特例)

第12条の2 略

(退職手当の支給制限)

第13条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分

(3) 地方公務員法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2. 一般の退職手当のうち、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条の表2の項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条の表1の項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

3. 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分

の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) 略

2～17 略

(定義)

第16条 本条から第23条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条

の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

(2) 略

2～17 略

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第23条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第23条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第23条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

（遺族からの排除）

第16条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

（1） 職員を故意に死亡させた者

（2） 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第17条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第3項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第15条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第15条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し

起訴をされたときについて準用する。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 一時差止処分を受けた者に対する第15条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 6 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受け

るべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支

払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければなら

ない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第15条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第15条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に

起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第17条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3章第2節(第27条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職手当の返納)

第17条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることがで

きる。ただし、第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第

15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 鳥取県行政手続条例第3章第2節（第27条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第17条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第21条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第17条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第17条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 鳥取県行政手続条例第3章第2節（第27条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第22条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当

等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する鳥取県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、か

つ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により

取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第17条第2項並びに第20条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 鳥取県行政手続条例第3章第2節（第27条を除く。）の規定は、前項において準用する第20条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議）

第23条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行う。

2 退職手当管理機関は、第19条第1項第3号若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第19条第2項、第21条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項については、人事委員会規則で定める。

（他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第24条 職員が退職した場合(第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

3 職員が第12条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第25条 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員(鳥取県職員退職手

育長となった者の取扱い)

第18条 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第19条 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員(鳥取県職員退職手

当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者）にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第2条の4、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

(2) 略

5～13 略

14 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて他の公務員となったものについては、第24条第2項の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となったものとみなして同項の規定を適用する。

15及び16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退

当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者）にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第2条の3、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

(2) 略

5～13 略

14 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて他の公務員となったものについては、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となったものとみなして同項の規定を適用する。

15及び16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退

<p>職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項においてその例によることとされる附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) 略</p> <p>18~28 略</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者(条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第17条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>30~39 略</p>	<p>職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) 略</p> <p>18~28 略</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者(条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>30~39 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

3 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「12月」を削り、「第16条から第17条の3まで」を「第2条の2及び第16条から第23条まで」に改める。

第4条第3項第2号並びに第6条第2項第2号及び第4項第2号中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和45年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「こえる」を「超える」に改める。

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「並びに第12条」を「、第12条並びに第24条第3項及び第4項」に改める。

附則第4項中「第3条の表2の項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第11項中「第12条第4項」を「第24条第3項」に改める。

附則第12項、第14項、第32項及び第33項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

- 6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和61年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条例の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例」に改める。

附則第4項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

（鳥取県の休日进行を定める条例の一部改正）

- 7 鳥取県の休日进行を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

（職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（平成4年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

平成20年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				地方債
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		
2	総務費	1 総務管理費								
		自治研修所冷暖房設備 改修事業費	3,766,000	3,766,000		2,824,000			942,000	
		自治研修所講堂クロス 張替事業費	4,710,000	4,710,000		3,532,000			1,178,000	
		県有施設営繕事業費	568,466,000	345,739,217		224,262,000			121,477,217	
		県有施設の施設管理 メンテナンス	38,606,000	15,094,000		11,320,000			3,774,000	
		営繕工事設計監督費	70,110,000	55,633,000		41,724,000			13,909,000	
		議会棟別館車椅子用階段 昇降機整備事業費	19,229,000	19,229,000		14,421,000			4,808,000	
		県庁舎耐震補強費	53,424,000	40,572,000		32,469,000			8,103,000	
		県庁舎議会議棟屋上防水 改修事業費	17,864,000	10,934,000		8,038,000			2,896,000	
		県庁第二庁舎階段室 撤去事業費	39,653,000	39,653,000		29,739,000			9,914,000	
		県庁本庁舎等給湯設備 改修事業費	6,660,000	6,660,000		4,995,000			1,665,000	
		県庁舎テレビ受信設備 改修事業費	23,910,000	23,910,000		17,932,000			5,978,000	
		県庁舎自動火災報知設備 改修事業費	114,416,000	114,416,000		85,812,000			28,604,000	
		県庁本庁舎地階倉庫 改修事業費	30,000,000	30,000,000		22,500,000			7,500,000	
		公有財産管理 利活用対策費	541,725,000	478,220,000		358,664,000			119,556,000	
		職員宿舍管理事業費	117,535,000	42,303,000		31,727,000			10,576,000	

(総務部)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
		公文書館運営費	29,279,000	16,608,000		12,456,000				4,152,000
		東部総合事務所管理費	76,130,000	13,818,000		10,363,000				3,455,000
		八頭総合事務所本館 トイレ改修事業費	7,553,000	7,553,000		5,664,000				1,889,000
		中部総合事務所 庁舎	36,516,000	6,343,000		4,757,000				1,586,000
		計	1,799,552,000	1,275,161,217		923,199,000				351,962,217

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について (平成21年3月31日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本会議に報告する。</p> <p>2 概要 地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合において、申請書に併せて提出又は添付する書類について定めた規定中、引用する地方税法施行令の規定を改める。</p> <p>3 施行期日 平成21年3月31日</p>

鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行令第43条の18」を「施行令第43条の15第13項」に、「施行令第43条の16第3項」を「施行令第43条の15第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	関西本部	物品 保守	複合機	1台	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号 富士ゼロックス大阪株式会社	月当たり賃借料 1,000円 及び使用1枚当たり 黒 2.20円 カラー11.00円	平成21年4月1日 ～平成26年3月31日	鳥取県関西本部
2	名古屋本部	物品 保守	複合機	1台	愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号 富士ゼロックス愛知株式会社 営業本部	月当たり賃借料 1,050円 及び使用1枚当たり 黒 2.30円 カラー16.00円	平成21年4月1日 ～平成25年4月30日	鳥取県名古屋本部
3	東部総合事務所	物品	ファックスユニット	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	241,920	平成21年5月1日 ～平成25年4月30日	鳥取県東部総合事務所 県民局